

会議録(速報版)は、暫定的なものであるため、正式な会議録とは一部異なり、今後訂正される場合があります。

正式な会議録は、調製後「会議録の検索と閲覧」に登載されます。

○高島和男君 おはようございます。自由民主党・熊本市二区・高島和男です。

質問に入る前に、一言申し上げます。私は、結婚して35年、2人の子供を授かり、今では2人の孫に囲まれた生活を送っています。幼い無邪気な笑顔を見るにつけ、この国、そして本県を次の世代にどのような形で引き継ぐのかという問いを、日々重く受け止めています。

振り返れば、我が国は、バブル崩壊以降、失われた30年と言われる停滞の時代を経験してきました。かつて1億総中流とも称されましたが、現在は給与の中央値の低下が進み、アルファベットのKを模したK字型経済と言われるなど、社会の二極化と格差が静かに広がっています。

さらに、SNSを通じた情報の偏在や陰謀論など、真偽不明の情報格差も相まって、自らと近い考えに接しやすい環境が生まれ、社会の対立や不信が深まっているように感じます。

これが政治にも影響を及ぼし、既存政党への評価の揺らぎや過激な主張への支持の広がりにつながっているのではないのでしょうか。

また、国際社会に目を転じれば、分断の進行や力による秩序への傾斜に加え、国際法違反が繰り返される中で、その扱いに二重基準とも言える状況が見られ、人権や倫理観が軽視される現実も見逃せません。

こうした現状は、制度疲労あるいは民主主義の老化による内政のぬかるみとして、先進国に共通する現象となっているのではないのでしょうか。

私は、常にこの議場での発言は、後世の県民の検証に耐え得るものでなければならないとの思いで登壇しています。本日は、次世代に責任を持つ一人として、本県の将来像を見据えた視点で質問を行います。

最初に、地方分権の持続可能性と県、市町村の役割再編についてお尋ねします。

1990年代以降進められてきた地方分権改革は、住民に身近な行政は地方が担うべきとの理念の下、地方への権限移譲を進めてきました。しかし、現在、その前提が大きく揺らいでいるとの強い危機感を抱いています。

報道にもあるとおり、地方公務員、とりわけ土木、建築などの技術職は、充足率が7割程度にとどまり、応募ゼロの事例も生じています。その結果、インフラ維持に支障が出始めているとの指摘もあります。

さらに、市町村からは、事務を都道府県に戻してほしいといった、いわば逆分権とも言える動きも見られます。これは、制度と現場のずれが限界に近づいている表れではないのでしょうか。

かつて鳥取県知事を務められた片山善博氏は、市町村で担えないものは都道府県が担うのが自然であり、地域の実情に応じて役割分担を見直すべきと提起されており、私も同様の認識です。

国においても、地方制度調査会で役割分担の見直しが議論されており、2027年末までに具体策が取り

まとめられる予定です。人口減少や団塊ジュニア世代の退職により、今後は行政機能維持の困難化も懸念されています。

こうした中、総務省は、市町村事務の都道府県への移管や広域連携、デジタル化の方向性を示し、他県では役割分担見直しの検討も始まっています。今、地方分権の前提そのものが問われているのではないのでしょうか。

地方分権とは、単に仕事を地方に委ねるのではなく、責任、権限、負担を一致させることと考えます。同時に、この議論は、中央集権的な逆行とならぬよう、市町村の意向を踏まえた柔軟な対応が不可欠です。

この現況は、本県においても例外ではなく、ここ20数年で職員数は1,000人以上減少し、特に技術職の確保は厳しい状況です。結果、県、市町村を通じて、人的基盤が弱体化しているのではないのでしょうか。

スクリーンを御覧ください。(資料を示す)

これは、総務省データを基に作成した熊本市を除く本県市町村の建築、土木職の実情です。

町村では、該当職員がゼロの自治体も少なくありません。これは、人手不足にとどまらず、基礎的行政機能を担う体制そのものが揺らいでいることを示しています。すなわち、分権の前提である現場で担う力が失われつつあるのではないのでしょうか。

そこで、3点伺います。

まず、本県市町村における職員、特に技術職の確保状況についての認識とインフラ維持や行政運営に与える影響についてお尋ねします。

次に、市町村では、人材不足が深刻化し、現場からは業務継続に支障が生じかねないとの声もあります。基礎自治体を身軽にする観点からも、今後、市町村が現在の業務を担い続けることが可能とお考えか、それとも役割分担の見直しが必要な段階に来ていると認識されているのか、お示してください。

最後に、特に技術職や専門業務は、県が広域的な人材確保や市町村への派遣などを構築すべき段階に来ていると考えます。こうした仕組みを構築する考えがあるのか、また、役割分担の見直しについて、いつまでに方向性を示すのか、お答えください。

人口減少下で分権を持続可能な形で再構築できるか、今問われるのは、誰が、どの役割を引き受けるのかという判断です。本県としてどう向き合うのか、知事の答弁を求めます。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 高島議員から、地方分権の持続可能性と県、市町村の役割再編について御質問いただきました。

かなり骨太なテーマでありますので、少々長くなりますけれども、お許しいただければと思います。

まず、県内市町村職員の確保状況等についてお答え申し上げます。

平成12年に地方分権一括法が施行され、地方への大幅な権限移譲が行われる中、基礎自治体である市町村優先の原則の下、住民生活に身近な保健、福祉分野を中心に、県から市町村への権限移譲も積極的

に進められてまいりました。

一方で、人口減少やそれに伴う人手不足の深刻化、DX化の進展など、社会経済情勢が大きく変化する中で、県と市町村の役割分担も変化していくものと考えております。

国においても、第34次地方制度調査会において、人材不足の状況を踏まえ、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくために必要な地方制度の在り方に関する調査、審議が開始されております。その中で、国、都道府県、市町村間の役割分担や関係の在り方についての議論が行われ出しております。

このような中、先日、国勢調査の速報値が公表されたとおり、急速な人口減少や社会情勢の変化に伴い、県内市町村においても、職員の確保が大変厳しい状況と伺っております。

特に、議員御指摘の技術職員の人材不足が顕著となっており、昨年度の県の調査でも、土木技師の募集を行った19市町村のうち、採用計画数を確保できたのは4市町村のみで、採用計画数47人に対して、実際の採用数は15人、充足率は約32%という、大変厳しい結果でございました。

そのため、県では、インフラ維持や行政運営に支障を及ぼすことがないように、広域本部、地域振興局土木部を中心に、市町村に丁寧に寄り添いながら、技術的助言などの支援を行うとともに、財政等の状況が特に厳しい過疎市町村については、高度な技術を要するものなど一部の事業については、代行受託なども行っております。

次に、県と市町村間の役割分担の見直しについてお答え申し上げます。

県、市町村ともに行政ニーズが多様化する一方、先ほど来申し上げているように、人口減少による人手不足が深刻化する中で、県と市町村との間の役割分担は不断に行っていくべきではありますが、今必要なのは、県と市町村が連携していかに行政機能を維持していくかの知恵を絞ることかと私は思っております。

例えば、今お答え申し上げたインフラの維持においては、県も技術職員の確保に大変苦勞しており、市町村の事業を引き受けるだけの体力はないため、県と市町村の役割分担の見直しだけで解決することにはならないと考えております。

私が毎回出席しております地域未来創造会議をはじめ、あらゆる機会を活用して、各市町村が抱える課題について、様々なレベルでの意見交換を行ってまいっておりますけれども、市町村が担う法定事務の返上や県から移譲された事務の返還といった役割分担の見直しを求めるお声は、現段階では私は直接には伺っておりません。

市町村が今後も法定事務や政策的業務を担い続けることができるように、まずは負担の軽減にもつながる業務の集約化とか広域連携の手法などについて、市町村とともに検討してまいりたいと考えております。

他方、市町村が担う法定事務の役割分担の見直しなどについては、国の法律、制度に関する事項で、非常に重要な議論ですので、さきに述べました地方制度調査会における議論をしっかりと注視してまいりたいと考えております。

最後に、広域的な人材確保や市町村への派遣などの仕組みの構築についてお答え申し上げます。

私は、県の重要な課題の多くは、市町村とともに取り組まなければ解決できないと考えており、その意味からも、市町村との連携強化は不可欠でありまして、この点は私の最も大事にしている政治姿勢でございます。

その代表的な取組として、本県では、平時から九州圏内では最大規模となる県と市町村間での職員の相互交流を現在も実施しております。

また、熊本地震を契機として、災害発生時には、災害査定業務への技術的な支援に加えて、県からの職員派遣、県内外の自治体からの応援派遣を速やかに調整し、被災市町村の行政に支障が生じないような支援体制も確立しております。

また、昨年、さらに県の人事、人材育成基本方針を改定いたしました。市町村への人材育成、確保の新たな支援策として、複数自治体における共同採用方式の導入を盛り込んでおります。現在、人吉・球磨地域をモデルとして、こうした採用方式の導入を具体的に検討しております。

市町村を取り巻く状況が大きく変化する中、将来に向けて持続可能な形で行政サービスを提供し続けられるよう、県として、市町村のニーズを踏まえながら、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

〔高島和男君登壇〕

○高島和男君 知事から、市町村だけでなく、県においても技術職員の確保が厳しく、市町村事業を引き受ける体力はないとの率直な答弁でありました。この点は、人口減少社会における行政運営の現実として、重く受け止めたいと思います。

私は、単に県へ事務を移すべきだと申し上げているのではありません。県も市町村も、人的余力が限られる中で、従来どおりの行政体制を前提としていては、立ち行かなくなるのではないかという問題意識を持っています。

先日の報道では、人口3,000人規模の自治体で、橋の終活という表現が使われていました。これは、単なる老朽化問題ではなく、人口減少や技術職不足の中で、維持管理を担う主体そのものが失われつつある現実を示しているように思います。

今後は、何を続けるかだけでなく、何を变えるのか、何を見直すのか、そして、限られた人材をどこに重点的に配置するのかという視点が不可欠です。そのためにも、県と市町村が、将来の行政サービスの在り方や役割分担について、率直に議論を深めていくことが重要であると申し上げておきます。

次に、給食費の無償化及びいわゆる高校授業料無償化の拡充と、それに伴う国と地方の財政関係についてお尋ねします。

国は、子育て世帯の負担軽減や教育機会の均等を目的に、小学校給食費の無償化を全国一律で進め、本年4月から制度がスタートし、現場で運用が始まっています。

その仕組みは、学校給食の食材費について、国が2分の1、都道府県が2分の1を補助し、市町村に配分するものですが、都道府県負担分についても、地方交付税措置により財源が手当てされています。

この結果、制度上は国が全額を負担しているかのような構図となっています。

また、高校授業料についても、高等学校等就学支援金制度の見直しにより、所得制限の撤廃や支給額の引上げが行われ、支援対象が拡大されています。こうした施策は、子供たちの成長を社会全体で支える意義のある政策です。

ただし、ここで着目すべきは、財源の在り方です。地方交付税は、本来地方自治体が地域の現状に応じて自由に使い道を決めることができる一般財源です。

次に、課題について申し上げますと、今回の給食費無償化は、国が全額を負担しているように見える一方で、その財源が地方の一般財源に依存する形となっているため、結果としてその使途が制約される側面を持っているのではないかと考えます。

また、いわゆる高校無償化の拡充においても、対象が全世帯に広がったことにより、必要となる財源規模も増大しており、こうした恒常的な支出が同様の手法で運用される場合、地方財政への影響はより一層大きなものとなることが危惧されます。

このような仕組みが続けば、国が制度を決定し、地方が実質的にその財源を支えるという構造が固定化し、地方が地域の実態に応じて政策判断を行う余地が狭まるおそれがあります。

地方自治体は、それぞれ人口構成や産業構造、地域課題も異なります。本来であれば、限られた財源を何に重点配分するのかは、地域の実情を最もよく知る地方自治体自身が判断すべきものです。しかし、地方交付税措置という形で事実上使途が固定化される施策が増えれば、地方自治の根幹である自主性、自立性が徐々に弱まっていくことにもつながりかねません。

ここで重要なのは、制度の持続可能性です。教育負担の軽減という政策目的は極めて重要ですが、その実現に当たっては、制度だけでなく、財政運営の在り方についても十分に議論されるべきです。

国が全国一律の制度として実施するのであれば、本来は国が責任を持って安定的な財源を確保すべきであり、地方交付税という形で実質的に地方の裁量財源に依拠することには、課題があるように感じます。

また、これは、単なる教育政策にとどまらず、今後の国と地方の役割分担や地方自治の在り方に関わる重大な問題であると考えます。

以上を踏まえ、3点伺います。

まず、給食費無償化及び高校授業料無償化の拡充により、本県及び市町村財政に与える影響をどの程度見込んでいるのか、お示してください。

次に、地方交付税による財源措置は、今後も安定的に続くと考えているのか、また、その結果、地方が地域の実情に応じて政策の優先順位を決める自由度が損なわれることはないのか、県の認識を伺います。

最後に、国が全国一律の制度を創設する場合の財源負担の在り方について、本県の基本的な考え方と今後の対応について、以上、知事の見解をお尋ねします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) お答え申し上げます。

学校給食費や高校授業料に関するいわゆる教育無償化——まあ、いわゆるですけども、については、昨年12月に都道府県負担を突然求められまして、私も大変驚いたところでございました。

その際、私は、このような全国一律の制度については、本来であれば全額国の負担において実施すべきであり、仮に都道府県に負担を求める場合は、財源措置が必要であると、その考えを申し述べました。

最終的には、地方3団体からの要望などを踏まえ、地方負担の全額について、地方交付税により措置することとされたところでございますが、このような経緯も踏まえ、議員からの3点の御質問にお答え申し上げます。

1点目の県及び市町村財政に与える影響についてでございます。

本県では、令和8年度当初予算における教育無償化に伴う一般財源の増加は、約59億円になります。ただし、この分は、地方交付税により全額措置されることとなっておりますので、実質的な県の財政負担の増加はないものと考えております。

また、市町村に対しては、今回のいずれの制度改正においても、財政負担は求めないこととされていきます。

なお、市町村が実施する学校給食につきましては、自主的な判断で食材費を負担してきた場合、負担の軽減となりますが、実際の食材費が国の負担額を上回る部分については、依然として自ら負担するかどうかの判断が求められております。

学校給食は、単なる食事ではなく、食育の重要な教材として、健康な体づくりや望ましい食習慣の形成などに大きな役割を果たしていると考えます。質を低下させることなく、地域の特色を生かした給食が維持できるよう、今後も教育委員会と連携し、市町村での実施状況の把握などに努めてまいりたいと考えております。

2点目の財源措置の安定性、地方の政策への影響についてお答え申し上げます。

いわゆる教育無償化の地方負担分については、地方財政計画の歳出に全額が計上されておりまして、一般財源総額も増額確保されております。そのため、他の政策への影響は生じないものと受け止めております。

しかしながら、一方で、議員御指摘のとおり、必要な財源が十分に確保されなければ、他の政策にも影響が生じるおそれはございます。そのため、今後も、財源措置の状況を注視しながら、必要に応じて国に対して適切な財源措置を求めてまいります。

3点目の全国一律の制度創設への財源負担の在り方についてお答え申し上げます。

冒頭申し上げましたとおり、私は、今回のような国主導による全国一律での制度の創設などを行う場合には、本来的には国が全額を財源負担すべきと考えております。

特に、一般財源である地方交付税により財源措置がなされる場合には、議員御指摘いただいたとおり、地方の自主性が損なわれることがないように留意することが必要です。

教育や福祉をはじめとする住民に身近なサービスの充実が図られること自体は、評価すべきことと考えております。しかしながら、一方で、今回のような事案については、まずは国と地方との役割分担を整理し、その財源負担の在り方に関する議論を国と地方で十分に行った上で制度化されることが望ましいと考えており、県としても、引き続き国に対して必要な意見を申し述べてまいりたいと思います。

以上でございます。

〔高島和男君登壇〕

○高島和男君 全国一律の制度を創設する場合は、本来的には国が全額を財源負担すべきであり、また、地方交付税による財源措置については、地方の自主性への配慮が必要との認識が示されたことは、重要な答弁だったと受け止めております。

先日の地元紙では、給食費の無償化について、県内33市町村が、国の補助額だけでは賄えず、自主財源等で不足分を補っている実態が報じられました。

答弁にもありましたように、実際の食材費が国の基準額を上回る場合には、市町村が負担の判断を求められることになります。

また、本県の経常収支比率は、91.5%と高い水準にあり、自由に使える一般財源の余地は決して大きくありません。そのような中で、全国一律の制度が地方交付税措置を基本として積み重なれば、地方が地域の実情に応じて政策の優先順位を決める余地が徐々に狭まることも懸念されます。

教育負担の軽減という政策目的は極めて重要です。しかし、その理念を持続可能なものとするためにも、国と地方の役割分担や財源負担の在り方について、今後も丁寧な議論が必要であることを申し上げておきます。

次に、財政調整基金の在り方と本県財政の持続可能性についてお尋ねします。

まず、本県の財政の現状について申し上げます。

令和8年度当初予算は、歳入、歳出ともに前年度から905億円増と大幅な規模拡大となっており、歳出では、人件費や扶助費など義務的経費の増加が顕著です。また、投資的経費も増加し、災害復旧事業費の増など、本県の置かれた状況を色濃く反映したものとなっています。

一方で、財政調整用4基金の残高は、令和7年度の80億円から令和8年度には152億円へと増加しており、一見すると財政余力が回復したようにも見受けられます。

しかしながら、その内訳を見ますと、純粋な財政調整基金は僅か18億円にとどまり、大宗は地域未来基金費や県有施設整備基金、県債管理基金といった特定目的基金です。つまり、自由に活用できる財源は極めて限定的であり、見かけの残高と実質的な財政調整力との間に隔たりがあるのではないかと考えます。

また、昨年6月に公表された中期財政見通しでは、災害対応、社会保障関係経費、公債費の増加などにより、本県の財政運営は今後も厳しい状況が続くことが示されています。

さらに、2月10日の臨時会見で、知事は、令和8年度当初予算編成で生じた119億円の財源不足について、事業見直しを行った上で国の財政措置や県債発行により対応したと説明されました。

しかし、本来、こうした財源不足への対応においてこそ、財政調整基金が重要な役割を果たすべきではないでしょうか。現状では、その機能が十分に発揮されていると言い難いと感じています。

その上、一般的に都道府県における財政調整基金は、標準財政規模の5から10%程度が一つの目安とされる中、本県の水準は、類似団体と比較しても低い水準にとどまっています。しかも、熊本地震や豪雨災害を経験した本県の特性を踏まえれば、財政の緩衝機能として極めて脆弱な状態にあると言わざるを得ません。

加えて、現在、全国の自治体では、金利上昇局面を見据え、地方債の圧縮や財政余力の確保といった守りの財政運営へとかじを切る動きも進んでいます。

こうした状況を鑑みると、本県においても、単に基金残高の多寡を論じるのではなく、中期的な財政見通しに基づき、どの程度の基金残高が必要なのかという根拠ある水準と、それを実現するための計画的な積立て及び取崩しの方針を明確にする必要があると考えます。

そこで、3点お尋ねします。

まず、本県の財政調整基金は、18億円という至って少額、かつ長年にわたり同程度で推移しています。この状況について、県としてどのように認識しているのか、伺います。

次に、財政調整基金の位置づけ及び使途について、県としての整理をお示してください。

最後に、中期財政見通しを踏まえ、本県として、財政調整基金の適正な水準をどのように設定しているのか、また、その水準の根拠をお示してください。あわせて、その水準を確保するための今後の基本的な運用の考え方を伺います。

さらに、地域未来基金等を含めた財政調整用4基金という整理について、その考え方及び妥当性をお尋ねします。

以上、総務部長の明確な答弁をお願いします。

〔総務部長下山薫さん登壇〕

○総務部長(下山薫さん) まず、財政調整基金の認識についてお答えします。

本県では、財政調整基金ほか、財源として活用し得る資金を有している3つの基金を合わせた4つの基金を財政調整用の基金と整理しています。

この財政調整用4基金は、近年80億円程度で推移していますが、熊本地震や令和2年7月豪雨の際には、4基金を最大限に活用することで、発災後直ちに発生する需要にちゅうちょなく着手することができました。

この経験から、今後も80億円程度の水準を維持することが望ましいと認識しています。

次に、財政調整基金の位置づけ及び使途についてお答えします。

本県では、予算編成において財源不足が生じる場合には、財政調整用4基金をそれぞれの目的に応じて一般財源の代わりに活用することで対応しています。

財政調整基金についても、経済状況の著しい変動や災害などの不測の事態に、迅速かつ柔軟に対応するという基金の目的に沿って活用を行っています。同様に、他の3基金についても、それぞれの基金の

目的の範囲内で財政調整に活用しています。

3点目の財政調整基金の適正な水準についてお答えします。

先ほど申し上げましたとおり、財政調整用の基金は、80億円程度の水準を維持することが望ましいと認識していますが、令和8年度当初予算においては、令和7年8月豪雨への対応による取崩しにより、52億円程度にとどまっています。

そのため、令和9年度の当初予算編成に向けて、歳入、歳出の両面からサマーレビューを行い、事業の効率化や改善の検討を行うとともに、早い時期から予算の最適化や弾力性の確保に向けた検討を進めていくこととしています。

あわせて、議員御指摘の財政調整用の基金の在り方についても、本県の財政状況を県民により分かりやすく示すという観点から、見直しについて検討を進めてまいります。

なお、地域未来基金費につきましては、詳細が明らかになっていなかったこともあり、令和8年度当初予算編成時点では、一時的に財政調整基金に計上することとしたものです。

今後、国の制度趣旨等を踏まえ、特定目的基金として新たに設置した上で、適切に活用してまいります。

引き続き、基金残高の確保と適切な運用に努め、持続可能な財政運営を行ってまいります。

〔高島和男君登壇〕

○高島和男君 まず、財政調整用4基金の在り方について、見直しを検討されること、また、地域未来基金費についても、今後は特定目的基金として整理されるとのことであり、この点は前向きに受け止めたいと思います。

しかし、私は、なお疑問が残ります。答弁では、財政調整用4基金として52億円程度の残高があるとの説明でありました。

知事は、総務省で地方財政に携わってこられたので御承知と思いますが、総務省は、基金を財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金に区分し、それぞれ異なる役割を持つものとして整理しています。

県債管理基金は県債償還のため、県有施設整備基金は施設整備のための基金であり、財政調整基金とは全くもって性格を異にします。にもかかわらず、これらを合算した52億円をもって本県の財政調整力として説明することは、県民に誤解を招きかねません。

重要なのは、基金の総額ではなく、不測の事態にどれだけ機動的に対応できる財源を有しているかという点です。その意味で、純粋な財政調整基金が18億円にとどまっているという事実は、重く受け止めるべきです。

今回の見直しについては、検討するとの答弁でしたが、検討にとどめることなく、本県独自の財政調整用4基金という呼称や整理手法についても、具体的な見直しにつなげることを強く求めます。

次に、デジタル教科書の導入と子供の学びへの影響についてお尋ねします。

近年、GIGAスクール構想の下、学校現場におけるICT活用が急速に進展し、デジタル教科書の

導入も現実のものとなってまいりました。

こうした中、デジタル教科書を正式な教科書と認める学校教育法の改正法が成立し、制度化は大きな節目を迎えました。

教育のデジタル化は、個別最適な学びの可能性を有する一方で、様々な課題も示されており、今後は制度の具体的な運用が問われる局面にあります。

今回は、紙のみ、紙とデジタルを組み合わせたハイブリッド型、完全デジタルという3つの形態が、いずれも正式な教科書とみなす方向で検討されており、これは教育の大転換と言えます。

他方で、有識者からは、教育のデジタル化は必ずしも十分なエビデンスに基づいているとは言えず、拙速な全国展開は慎重であるべきとの意見や過度な活用が思考力や読解力の低下につながる可能性があるとの声もあります。

教育は、一度方向性を誤れば、修正は容易ではなく、その影響を受けるのは子供たちです。利便性や効率性だけでなく、子供の学びにとって何が本当に望ましいのかという観点から、冷静な議論が重要であり、制度の具体化には丁寧な検証と幅広い議論が求められます。

文科大臣も、低学年における完全デジタル化について、慎重な認識を示しており、制度の運用に当たっては、十分な検証が求められています。

また、報道各社の調査では、現場の校長から、紙とデジタルそれぞれの特性を踏まえ、発達段階に応じた活用を求める声もあり、現場と制度設計のすり合わせが肝要です。

海外に目を向けると、ICT教育を先行した国々においても、評価は一樣ではありません。北欧諸国では、読解力や集中力への影響が指摘され、紙教材を重視する紙回帰の動きも見られます。

OECDの調査でも、ICT活用は、適切な範囲では効果が認められる一方、過度な使用は学力に負の影響を及ぼす可能性があるとしてされています。

それに、文科省の学校保健統計調査では、視力1.0未満の子供の割合が過去最高水準となっており、健康面への影響も看過できません。

さらに、浅い読みとも言われる読解の質の変化も、課題として挙げられています。デジタル媒体では、情報を流し読みする傾向が強く、深い思考や理解につながりにくいとの見方です。

もちろん、ICT活用は、使い方次第で効果を発揮します。しかし、その運用は現場に委ねられる部分が大きく、教員の指導力や学校間の差によって教育格差が広がることも懸念されます。

こうした点から、デジタル教科書は、可能性とともに、教育の質に関わる課題を内包しています。

そこで、3点伺います。

まず、国における制度化の動きを踏まえ、本県としてこの流れをどう受け止めているのか、特に教育効果や学びへの影響について、現時点の見解をお示してください。

次に、県内の学校におけるデジタル教科書の活用実態の把握状況について伺います。

また、視力や学習状況への影響、教員負担などに関し、どのような課題認識を持っているのか、お尋ねします。

最後に、制度導入が本格化することを見据えた基本方針を伺います。

特に、今回、3つの形態から最終的に教育委員会が採択する制度設計で、その決定は今後の教育の在り方を左右します。国においても、ガイドライン等の検討が進むと思いますが、最終的に採択を担うのは教育委員会です。

そこで、どのような基準や考え方を重視するのか、また、紙との適切な併用、発達段階への配慮、さらには教育の質の確保という視点をどのように位置づけるのか、以上、教育長にお尋ねします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) まず、デジタル教科書の導入に関する基本認識についてお答えします。

今国会において、これまで紙を補完する教材の位置づけであったデジタル教科書も、正式な教科書とする関連法案が成立しました。

県教育委員会としまして、児童生徒の多様なニーズに応じ、個別最適な学びや協働的な学びの充実を図っていく上で、デジタル教科書の有効活用は重要であると認識しています。

次に、デジタル教科書の活用の実態と課題認識についてお答えします。

現在、国から全ての小中学校に英語のデジタル教科書が提供されているほか、算数、数学についても約6割の学校に提供され、段階的な導入が進められています。

各学校においては、デジタル教科書が持つ音声読み上げや拡大表示等の機能の活用により、学習に困難を抱える児童生徒への支援や教員による教材作成の負担軽減にもつながっています。

デジタル教科書の導入に当たっては、高い学習効果が期待されるという利点がある一方で、議員御指摘のように、視力低下など健康面への影響に懸念の声が上がっていることも認識しています。

現在、国の中央教育審議会においても、対応等について議論が進められているところであり、県教育委員会としても、今後の動向を注視し、適切に対応してまいります。

次に、今後の教科書採択の方針についてお答えします。

小中学校の教科書の選定に当たっては、市町村教育委員会等において、各教科書の調査研究が適切に行えるよう、県教育委員会が選定の参考となる採択基準や選定資料を策定し、指導、助言を行っているところです。

また、国において、デジタル教科書に関する新たな検定基準等に関する指針が検討されており、引き続き情報収集してまいります。

教科書には、紙やデジタルといった媒体がある中で、本年度から、県教育委員会においては、教科書等の文章を正確に読み解く力を高めるために、熊本市を除く県内全ての小学校5年生にリーディングスキルテストを実施し、一人一人の実態を詳細に把握し、授業改善に取り組むこととしています。

今後、学校や児童生徒の実態に応じて、紙とデジタルそれぞれの教科書の良さを生かしながら授業改善に取り組むことで、教育のさらなる質の向上に努めてまいります。

〔高島和男君登壇〕

○高島和男君 私、ICT活用そのものを否定するものではありません。実際、熊本市教育委員会の

調査でも、多くの教員がタブレット端末は授業改善に寄与していると回答しており、その効果は一定程度認められているものと思います。

しかし、教育の世界では、これまでも、これさえやれば解決するという形で様々な改革が進められてきました。少人数学級やゆとり教育、英語教育なども大きな期待を集めましたが、導入後に十分な検証がなされたのかという課題もあります。

今後、教育のデジタル化は進むでしょう。しかし、教育施策の難しさは、その影響がすぐには現われず、後になって見えてくる点にあります。

法案は成立しましたが、紙とデジタルの最適な組合せについて、十分な答えが示されているとは言えません。今回の制度で、最終的な採択を担うのは教育委員会です。ゆえに、国の方針を踏まえつつも、学校現場や子供たちの実態に丁寧に耳を傾けながら、主体的に判断していただきたいと思います。

そして、導入して終わりではなく、不断の検証を重ねながら、子供たちにとって本当に望ましい学びを追求していただくようお願いいたします。

最後に、アリーナ整備と熊本の未来像についてお尋ねします。

現在、県民の関心は野球場の移転候補地に向けられていますが、県の整備方針では、県立総合体育館のアリーナ再整備が最優先課題とされています。

こうした中、現総合体育館は、築40年以上が経過し、現在の利用ニーズやプロスポーツ、興行への対応が困難となっています。

さらに、全国的には、Bリーグの新たな基準により、5,000席規模やVIP機能、収益性の確保が求められ、アリーナは、単なる体育館ではなく、スポーツ、エンターテインメント、交流機能を併せ持つ都市の核として整備が進んでいます。その結果、各地で整備が加速し、都市間競争の様相を呈しています。

本県においても、熊本ヴォルターズが地域に根差した活動を展開し、多くの県民に支持されていることは意義深いことです。

そんな中、Bリーグにおいては、稼げるクラブでなければ生き残れないとの考え方が明確に示されており、アリーナは、単なるホーム施設ではなく、収益を生み出す経営基盤として捉えられています。

しかるに、実際には、稼働率の確保や収益化に苦戦する事例も多く、最終的な負担が自治体に及ぶケースも少なくないと言われています。つまり、本事業は、夢の施設であると同時に、成立性が問われる経営事業であるという現実も直視する必要があります。

また、ヴォルターズの存在はアリーナ整備の重要な要素ですが、年間試合数には限りがあり、クラブ単独で施設の稼働や収益を支えることには、一定の制約があるのも現実です。

したがって、整備に当たっては、特定の競技や利用主体にとどまらず、地域全体としてどのように活用し、持続可能な施設として成立させていくのかという視点が肝心です。

本県においても、現行施設ではこうした基準に対応できず、改修では限界があることが指摘されています。よって、今回のアリーナ整備は、熊本の将来を左右する重大な政策判断と考えます。

そこで、3点お尋ねします。

まず、アリーナ整備の基本コンセプトについてです。

県は、本事業について、公民連携を前提としたコンセプト整理を進めるとしていますが、県民スポーツの拠点としての役割と収益性を伴う都市機能としての役割をいかに両立させるかが鍵となります。このアリーナをどのような戦略拠点として活用していくのか、具体的なビジョンをお示してください。

次に、事業手法と財政負担についてです。

本事業には、多額の投資が伴い、建設後の維持管理や運営コストも大きな課題です。年間稼働日数に限りがある中、収益性の確保をどのように図るのか、PFI等による民間資金の導入やリスク分担の考え方を伺います。

また、収益が想定を下回った場合の負担の在り方について、どのように考えているのか、併せて、建設費、運営費を含めた長期的な財政シミュレーションをどの段階で示すのか、お尋ねします。

最後に、アリーナ整備の持続可能性についてお尋ねします。

社人研の推計によれば、我が国の人口は、2070年に約8,700万人まで減少するとされています。本県の人口も、既に戦後間もない1947年頃の水準にあり、全国では都市機能や公共施設の在り方を見直すスマートシュリンクの議論が進められています。

今回の整備は、数十年にわたり県民負担を伴う可能性のある事業です。将来の人口動態や利用需要の変化を踏まえ、県は本施設が持続的に成立すると考えているのか、その根拠も含めてお示してください。

以上、観光文化部長にお尋ねします。

〔観光文化部長梅川日出樹君登壇〕

○観光文化部長(梅川日出樹君) まず、アリーナ整備の基本コンセプトについてお答えします。

新アリーナの整備に当たっては、単なるスポーツ競技の受皿としてだけでなく、交流人口を引き寄せ、まちづくりの拠点として整備することが重要と考えています。

このため、県では、県勢を発展させ、くまもと新時代を創造する基盤となり、県民に夢や感動を与え、地域に活力をもたらす拠点となることをビジョンとし、整備を進めてまいります。

こうしたビジョンを実現するためのコンセプトとしては、スポーツをする環境と見る環境の両面の充実や施設を楽しむ複合的な機能の充実、地域の活性化となるまちづくりの拠点機能の充実が重要です。

このような機能を充実させることで、スポーツはもとより、コンサートなどの興行利用が促進され、収益性の向上を通じた地域活性化や交流人口の拡大も期待できます。

次に、事業手法と財政負担についてお答えします。

施設の再整備に当たっては、民間事業者の参画や県の財政負担軽減などについても考慮する必要があります。

そのためには、官民の多様な主体の関わりが不可欠であり、事業手法については、民間の知見やノウハウが大いに発揮できるPFIの手法を採用し、官民共創で推進したいと考えています。

現在、事業手法に加え、新アリーナの規模や機能等の検討、事業費の積算、民間事業者との役割分担

やリスク分担の整理など、PFI法に基づく実施方針等の策定を見据えた作業を進めています。

また、施設開業後を見据えた各種スポーツ大会やイベント等の招致、コンサート等の興行利用の戦略的な活用推進策の具体化とその収益性を分析するため、市場調査を開始したところです。

収益性を高めることにより、設計、建設、維持管理などのPFIの事業期間を通じた県費負担が軽減され、持続的な施設運営を実現することが可能になると考えています。

県としては、持続可能な施設運営を実現する事業スキームの確立に注力するとともに、開発事業者の募集段階で、事業費も含めた全体像をお示ししたいと考えております。

最後に、人口減少社会におけるアリーナ整備の考え方についてお答えします。

アリーナは、様々なサービスの提供や消費を促すとともに、多くの雇用を生み出します。

国においては、2030年までにスポーツ市場を15兆円に拡大することを目標に取組が進められており、全国各地でスポーツの成長産業化を通じたスポーツ市場の拡大を図るアリーナ改革が進められています。

また、民間調査機関によれば、エンターテインメント市場も拡大することが見込まれており、アリーナの利活用においては、エンターテインメント分野での興行利用も重視されています。

このように、アリーナは、スポーツ利用に加え、コンサートなどスポーツ以外の興行利用を通じて交流人口を拡大させ、飲食や宿泊、観光等への波及効果や新たなビジネスの創出など、人口減少下における地方創生の切り札となるものです。

県としては、人口減少や社会経済情勢が急速に変化する中で、スポーツ振興に加え、スポーツ市場やエンターテインメント市場の成長の果実を取り込み、新アリーナが県勢を持続的に発展させる基盤となるよう、しっかりと取り組んでまいります。

〔高島和男君登壇〕

○高島和男君 スポーツ市場やエンターテインメント市場の成長、交流人口の拡大など、アリーナに期待される様々な効果について説明をいただきました。

私も、スポーツや文化の振興、さらにはヴォルターズをはじめとする地域スポーツの発展に期待するものであり、その方向性を否定するものではありません。

しかし、一方で、全国に目を向ければ、香川県では、94%という高い稼働率を実現しながらも赤字とことです。また、長崎スタジアムシティも、強力な民間企業との複合開発による収益構造があって初めて成立しています。

アリーナは、整備すれば成功するのではなく、整備後にどう経営するかが問われる施設です。だからこそ、何のために整備するのかに加え、ビジネスとして成立するのかという視点が必須です。

県においては、将来の需要予測や収支見通し、県民負担について丁寧に示しながら、持続可能性を十分検証した上で事業を進めていただくことを要望したいと思います。

今回、質問を通して持続可能性という文言を多用しました。私は、政治の要諦の一つに、今を生きる私たちの利益と将来世代の利益との均衡を図ることがあると考えます。地方政治においても、目先の空

気や単年度の議論に流されることなく、次世代にどのような地域と財政を引き継ぐのかという、俯瞰的な視点を持ち続ける必要があります。

このことを最後に申し上げ、今日の用意した質問全てを終わります。

最後まで御清聴、ありがとうございました。(拍手)